

工業用地の保全に対する奨励措置

4. 工業用地継承奨励金及び工業保全地区奨励金

区分	適用条件	適用奨励措置等
工業用地継承奨励金	適用対象企業等に1,000㎡以上の土地を売却する場合	前年度の土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに都市計画税相当額。土地を取得した企業等の操業開始後に交付
工業保全地区奨励金	適用対象地域（工業専用地域及び特別工業地区を除く）において、工業系の地区計画を定めた場合	地区計画区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の2分の1相当額を5か年交付。地区計画に係る都市計画決定後、原則翌年度から交付

特別融資制度

5. 中小企業等施設整備特別融資

適用要件	融資内容	融資方法
設備投資額が3千万円超	ア 融資限度額 対象事業費の1/2以内で5億円を限度 イ 融資利率 年2.1%以内 ウ 融資期間 15年以内（据置期間2年以内） エ 利子補給 当初5年間 年1.2%（工業系地区計画区域 1.5%）	ア 取扱金融機関を通じての間接融資 イ 信用保証協会の保証を付する場合、信用保証料の一部を補助

※企業立地等に対する奨励措置との併用利用可

企業立地等のお問い合わせをワンストップでお受けいたします

相模原市 環境経済局 経済部 産業・雇用政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

TEL 042-769-9253 FAX 042-754-1064

E-mail sangyou-koyou@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市ホームページ www.city.sagamihara.kanagawa.jp

企業誘致のご案内

新STEP50

さがみはら産業集積促進方策

都心へのアクセスの良さはもちろん、多くのものづくり企業が集積し、取引先への納入、人材の確保など、企業活動に必要なすべての条件が政令指定都市 相模原市には揃っています。

相模原市は、立地企業を応援し、これからも皆様とともに成長・発展を続けていきます。

政令指定都市 相模原市への工場・研究所の立地をお待ちしております。

相模原市

豊富な支援メニューで工場立地を応援します。

主な奨励措置

- 1 「新たな都市づくりの拠点」への立地には、**工業用地取得費の10%、最大10億円**まで奨励金を交付
※「新たな都市づくりの拠点」とは、金原地区、川尻・大島界地区、当麻地区、麻溝台・新磯野地区を指します。
- 2 **30年以上市内で操業している立地企業の工場増・改築等**には、**家屋建築費の10%、最大3億円**まで奨励金を交付
- 3 工場新設では、**税の軽減措置**として取得した土地や家屋に係る**固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減** ※立地形態により対象が「土地」や「家屋」のみになる場合があります。
- 4 中小企業の新規雇用には1人から**雇用奨励金を交付**(大企業は6人以上)
- 5 **工業用地の保全・継承に奨励金を交付**
- 6 特別融資の併用利用も可能

奨励措置を受けるための条件

1 適用対象地域

- ア 工業専用地域
- イ 工業地域
- ウ 準工業地域・非線引き地域のうち工業系の0.5ha以上の一団の地域
- エ 特別工業地区
- オ 工業系地区計画区域
- カ 市長が工業の利便の増進に資すると認めて告示する地域

2 適用対象業種 ※総務省統計局の産業分類による

- ア 製造業
- イ 情報通信業
- ウ 自然科学研究所

3 最低投資額

大企業 10億円
中小企業 1億円

4 対象経費

- ・土地
- ・家屋
- ・償却資産(中小企業のみ)

対象外経費等

対象外 グループ企業間における取引、税(消費税、不動産取得税等)、登記手数料等
控除 当該立地等に係る国・県等からの助成金等
移設前の土地・家屋等の売却額

奨励措置を受けるまでの流れ

【適用期間】平成22年4月1日～平成27年3月31日



さがみ縦貫道路の整備、リニア中央新幹線構想等でますます高まる好立地条件!

◆新たな都市づくりの拠点



工場立地等に対する奨励措置

1. 土地取得奨励金・建物建設奨励金

交付方法: 操業開始後、5か年に分割して交付

対象	立地場所の区分		
	新たな都市づくりの拠点	工専・工業準工・特工等	工業系地区計画区域
すべての企業等	土地に係る投資額の10%以内(限度額10億円)		
市内30年以上操業企業等	土地・家屋に係る投資額の10%以内(限度額10億円)		家屋に係る投資額の10%以内(限度額3億円)
工業系地区計画内立地企業等	土地に係る投資額の10%以内(限度額10億円)		家屋に係る投資額の10%以内(限度額3億円)

2. 不均一課税(税の軽減措置)

対象となる投資形態	立地場所の区分	
	新たな都市づくりの拠点	工専・工業・準工・特工・工業系地区計画区域等
新設 新たに土地を取得し、工場を建設して操業する場合	土地、家屋に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減	
既存事業所用 既に建築された工場を土地とともに取得し、新たに操業する場合		土地に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減
増設 30年以上市内で操業している企業、工業系地区計画内立地企業が増改築を行う場合		家屋に係る固定資産税、都市計画税を5年間、2分の1に軽減

3. 雇用奨励金

対象	適用条件	適用奨励措置等
奨励金、税の軽減措置を受けて立地した企業等が新たに常用雇用した場合	1名以上(大企業は6名以上)	一人あたり30万円(100人まで)、1年間の雇用実績を確認した後に交付